

ふるさと納税制度及び ふるさと納税返礼品の基準について

中標津町総務部政策推進課ふるさと応援係
令和7年5月1日発行



1 ふるさと納税制度とは・・・

「ふるさと」や「応援したいまち」など任意で選んだ自治体へ寄附をした場合に、寄附額から自己負担金2,000円を除いた額が、現在お住まいの市町村の個人住民税や所得税から一定限度まで控除される制度です。

いただいた寄附金は、寄附者が選択する使い道にのみ使用されます。

また、本制度は総務大臣よりふるさと納税の対象と指定される必要があり、「中標津町」も総務大臣より指定を受けています。

この指定により当町へ寄附いただいた場合に、税額控除を受けることが可能な団体となっています。

中標津町における寄附金の使い道(寄附金活用用途)は、町公式WEBサイトにてご紹介しております。詳細は、右記QRコードよりご確認ください。



2 返礼品とは・・・

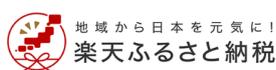
ふるさと納税を通じて当町へ寄附があった際、寄附をいただいた方へ感謝の意を表し、中標津町の特産品※1などを「返礼品」としてお送りしております。

返礼品の内容は食品や工芸品などのほか、ホテルや観光施設の利用券など多岐にわたり、当町にとっては地域の名産品や産業、町の魅力を全国に発信できる貴重な機会となっているため、町の振興に繋げていきたいと考えています。

※1 国が定める地場産品基準に適合している品(詳細は2ページ参照)

3 中標津町のふるさと納税について・・・

中標津町は令和7年4月現在以下のポータルサイトを通じて寄附を受け付けています。



他にも中標津町では、役場窓口や郵送、お電話、FAX、電子メールでも寄附を受け付けていますが、近年はポータルサイトを通じての寄附が大半を占めています。

4 ふるさと納税対象団体の指定基準について

当町をはじめとする「各地方団体」は、ふるさと納税制度の指定を受けている期間を通じて、総務大臣が定める各基準に適合した募集を行う必要があり、基準のいずれかに適合しなくなると認められた場合は、指定を取り消されることとなります。

基準1 ふるさと納税の募集を適正に実施すること

・・・改正地方税法第37条の2

■寄附金の募集の適正な実施に係る基準

・・・平成31年度総務省告示第179号第2条第1～3号 要約

第1号 地方団体による寄附金の募集として次に掲げる取組を行わないこと。

イ 特定の者に寄附者を紹介させ謝金その他の経済的利益の供与を行うことその他の不当な方法による募集

ロ 次に掲げる者を通じた募集

(1)寄附者から返礼品等の譲渡を受け対価として金銭の支払をすること

(2)寄附に伴って寄附者に対し金銭等経済的利益を提供する者

ハ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告

ニ 適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供例：「お得」「コスパ最強」「ドカ盛り」「圧倒的ボリューム」「おまけ付き」「セール」「買う」「購入」「還元」等類似する表現。

ホ 自団体に住所を有する者に対する返礼品等の提供

第2号 募集に係る経費を全寄附額の5割以下にすること

第3号 地方団体が返礼品として食品を取り扱う者に対し次に掲げる措置その他の必要な措置を講じていること。

イ 当該者との契約において、次に掲げる規定を設けること

(1)食品の産地名を適正に表示する旨の規定

(2)地方団体が必要と判断した際、当該者に対し実地調査を含む調査を行うことができる旨の規定

ロ 定期的に必要な調査等を行い、規定違反の疑いがある場合は速やかに実地調査を行うこと

基準2 返礼品は返礼割合3割以下とすること。

・・・改正地方税法第37条の2第1項

基準3 返礼品は総務大臣が定めた基準に適合した地場産品であること。

・・・改正地方税法第37条の2第2項第3号

5 ふるさと納税返礼品に係る地場産品の基準

ふるさと納税制度を通じて、各地方団体から寄附者へ贈与する返礼品は、総務大臣が定めた基準に適合したものである必要があります。

「中標津町に関係がある品」というだけでは返礼品として取り扱うことはできません。

・・・平成31年度総務省告示第179号第5条第1～9号 要約

1 中標津町内において生産されたもの

2 中標津町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

3 中標津町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、北海道内において生産されたものを原材料とするものに限る

4 中標津町内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)

5 中標津町の広報の目的で生産された中標津町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から中標津町の独自の返礼品等であることが明白なもの

6 **1～5**に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること

7 中標津町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が中標津町に相当程度関連性のあるもの

7-2 中標津町内に所在する宿泊施設であって、北海道内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、北海道外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること

7-3イ 中標津町内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって **7-2** に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの

7-3ロ 中標津町内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって **7-2** ~ **7-3イ** に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの

7-4 中標津町内において地域のエネルギー源により発電された電気であること

8イ 中標津町が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において **1** ~ **7-4** のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

8ロ 北海道が中標津町をはじめとする道内の複数の市区町村と連携し、連携する市区町村の区域内において **1** ~ **7-4** のいずれかに該当するものを北海道及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

8ハ 北海道が中標津町をはじめとする道内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた **1** から **8ハ** のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において当該返礼品等を代替するものとして提供するもの

6 地場産品基準各類型の解説

1 中標津町内において生産されたもの

栽培・繁殖・肥育・養殖等が該当します。

2 中標津町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。

なお、「半分以上を一定程度以上上回る割合」との条文の解釈については、現在、国から具体的な指針が示されておらず、例を参考に判断する他ない状況です。また、ポータルサイトを通じてふるさと納税の募集を行う場合は、その旨をサイト上に明記しなければなりません。

○認められると考えられる例

- ・ 中標津町内で生産された牛乳や果物を100%使用して、中標津町外で製造されたジェラート
- ・ 中標津町で生産された大麦を100%使用して、中標津町外において蒸留したウイスキー等酒類
- ・ 中標津町の事業者が、100%自社で生産したイチゴを使用して、中標津町外の工場加工したイチゴジュース
- ・ 原材料のイチゴのうち9割以上に中標津町内で生産されたイチゴを使用したジュース

×認められないと考えられる例

- ・ 製造に用いる牛乳のうち中標津町内で生産された牛乳を約1割使用した、中標津町外製造のアイスクリーム
- ・ 中標津町内で生産された醤油やポン酢を使用した、中標津町外で加工されたもつ鍋・水炊き
- ・ スチール缶の原材料となる鉄を中標津町内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

3 中標津町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの
ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、北海道内において生産されたものを原材料とするものに限る

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。

なお、「半分を一定程度以上上回る割合」との条文の解釈については、現在、国から具体的な指針が示されておらず、例を参考に判断する他ない状況です。

また、ポータルサイトを通じてふるさと納税の募集を行う場合は、その旨や中標津町内で行われた製造・加工工程をサイト上に明記しなければなりません。

(参考)実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

(関税法施行規則(昭和41年大蔵省令第55号))

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬け その他これらに類する操作
- ・ 単なる切断・選別・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装・仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合・単なる部分品の組立て及びセットにすること

○**認められると考えられる例**

- ・ 中標津町内の事業者が中標津町外で生産された原材料を使用し、中標津町内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 中標津町外で生産された豚肉を中標津町内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品
- ・ 中標津町外で生産された原材料を用いて、中標津町内の醸造所において醸造した酒
- ・ 中標津町外で生産された製品等に、商品価値の主要な部分である伝統的な細工を中標津町内において中標津町内事業者が施した工芸品

×**認められないと考えられる例**

- ・ 海外で生産し、中標津町内事業者が検品を行っているラジオ
- ・ 中標津町外で生産されているが中標津町内の事業者が監修している製品
- ・ 中標津町内事業者がパッケージしている中標津町外で生産されたフルーツ
- ・ 中標津町外で生産された飲料に、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの
- ・ 中標津町外から調達したブロック肉を中標津町内で単なる切断・パック詰めした精肉
- ・ 中標津町内での工程が、枝肉の切断である精肉
- ・ 輸入した海外産の牛肉を中標津町内で熟成させたもの
- ・ 北海道外で収穫した玄米を中標津町内で精白・無洗米加工したもの

4 中標津町内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)

中標津町から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限り、該当するものであって、単に、他の市町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではありません。

○認められると考えられる例

- ・ 中標津町を含む複数の市町村を管轄するJAに中標津町で生産された米を出荷して、当該JAが中標津町外で生産された米とブレンドし「○○米」として出荷されたもの
- ・ 中標津町内で生産後、複数の市町村を管轄するJAに出荷しており、流通構造上、中標津町外で生産された牛乳と混在することが避けられない牛乳
- ・ 中標津町内で肥育後、近隣の市町村を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、中標津町外で肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉

×認められないと考えられる例

- ・ 中標津町内で生産されたものと中標津町外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

5 中標津町の広報の目的で生産された中標津町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から中標津町の独自の返礼品等であることが明白なもの

返礼品等自体が中標津町の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に中標津町のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではありません。

また、かつての産地であったことや、今後○○の町として売り出そうとしていること、中標津町出身者等ゆかりの者に関連したものであること、中標津町内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、当該基準に該当するものではありません。

○認められると考えられる例

- ・ 中標津町のゆるキャラグッズ
- ・ 中標津町をPRするためのオリジナルのポストカード

×認められないと考えられる例

- ・ かつて玩具の一大産地であったことから中標津町内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では中標津町内に工場がなく中標津町外で製造する玩具
- ・ 中標津町内で創業した事業者が中標津町外で生産する即席麺
- ・ アウトドアブランドと連携協定を結び、当該ブランドと中標津町がコラボレーションしたロゴを印字した中標津町外で製造するアウトドアグッズ

6 1～5に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること

「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断します。

「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断します。

○認められると考えられる例

- ・ 中標津町内で製造されたそばと中標津町外で製造されたそばつゆのセット
- ・ 中標津町内で製造された弁当箱と中標津町外で製造された弁当箱の収納袋のセット

×認められないと考えられる例

- ・ 中標津町外で生産された商品と中標津町のPR冊子をセットにしたもの
- ・ 中標津町外で製造された飲料と中標津町内で生産されたタオルをセットにしたもの
- ・ 海外製のタブレット端末に中標津町内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの

7 中標津町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が中標津町に相当程度関連性のあるもの

中標津町内において提供される役務と、中標津町内を訪れるための航空券等の交通手段を組み合わせた返礼品等は、中標津町内において提供される役務が、当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合に限り、「その他これに準ずるもの」に該当します。

また、中標津町外で提供される役務であっても、「当該役務の主要な部分が中標津町に相当程度関連性のある」場合には、「その他これに準ずるもの」として地場産品と認め得る場合があります。

○認められると考えられる例

- ・ 寄附者が中標津町を訪れて、中標津町内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポン
- ・ 地域の特産品をPRするための中標津町外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、中標津町内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューを提供

×認められないと考えられる例

- ・ 中標津町内において旅館経営している事業者が全国展開している店舗での飲食又は当該店舗で使用可能な食事券
- ・ 中標津町内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント

7-2 中標津町内に所在する宿泊施設であって、北海道内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、北海道外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること

旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可(以下「営業許可」という。)を受けて、当該宿泊施設において同法第2条の旅館業を営む者が、北海道内でのみ旅館業を営んでいる場合に該当します。

なお、当該宿泊施設の営業許可に係る名称に、特定のホテル・旅館等のブランド名を冠しているもの(当該ブランドを展開する事業者による直営のほか、フランチャイズ、運営委託等その運営形態を問わず、名称において客観的に判断する。)は、「フランチャイズチェーン等の方式により、北海道外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するもの」に該当し、地場産品基準に適合しません。

7-3イ 中標津町内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって **7-2** に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの

当該役務の調達に要する費用の額について、1人1泊あたりの額が5万円を超えるか否かで判断します。

例えば、「〇〇ホテル1泊2日ペア宿泊券」について、その調達に要する費用の額が8万円であれば、当該額を2(2人×1泊)で除した金額は4万円となり、「当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの」に該当しますが、調達に要する費用の額が12万円であれば、当該額を2で除した金額は6万円となり、該当しないこととなります。

7-3ロ 中標津町内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって **7-2** ~ **7-3イ** に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項に規定する特定非常災害に指定された非常災害に際して災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるものが該当となります。

なお、特定非常災害発生日から起算して1年を経過する日が属する指定対象期間に提供されるものに限ることとされています。

例えば、特定非常災害発生日がn年7月1日である場合には、n年10月1日からn+1年9月30日までの指定対象期間に限ることとなり、特定非常災害発生日がn年11月15日である場合、n+1年10月1日からn+2年9月30日までの指定対象期間に限ることとなります。

7-4 中標津町内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

ふるさと納税指定制度の趣旨に鑑み、

①地域資源を活用して、中標津町内で発電された電気であって、

②電気の供給契約において、中標津町内で発電された電気を提供することが明示されている場合には、

地場産品基準に適合するものとして扱うこととされています。

なお、その際、③返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、当該電気に係る区域内の発電量の範囲内とします。

具体的には、上記①については、

- ・発電事業者と小売電気事業者間における電気の調達契約等及びトラッキング付非化石証書※1により、中標津町内の発電所において地域資源を活用して発電された電気と認められること

上記②については、

- ・電気事業法(昭和39年法律第170号)及び「電力の小売営業に関する指針」※2に基づき小売電気事業者と寄附者間の供給契約書面上で「○○地域産」など産地価値に訴求していること

上記③については、

- ・返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、この調達契約等及びトラッキング付非化石証書において表示されている区域内の発電量の範囲内とすること、などを満たす場合には、地場産品基準に適合するものと考えられています。

※1 トラッキング付非化石証書 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成22年経済産業省令第43号)第4条第1項第2号に規定する非化石証書であって、電気の発電場所が記載されているもの。

※2 「電力の小売営業に関する指針」(平成28年1月制定令和6年4月1日最終改定経済産業省)39頁『vi)「○○地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの』参照

8イ 中標津町が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において1～7-4のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域において他の市区町村と共同で取り扱うものもあるため、こうした地域における実情を踏まえ、近隣の市区町村同士が共同で共通の返礼品等として取り扱う場合を規定したものです。

したがって、他の市区町村の同意なく、当該他の市区町村の地場産品を返礼品等として取り扱う場合には、該当しません。「近隣」に該当するかどうかについては、地理的に近隣であって、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市区町村を基本とし、これに該当するか否かについて、関係市区町村において、地域の実情を踏まえて適切に判断することとなっています。

○ 認められると考えられる例

- ・ 近隣の複数の地方団体が連携し、共同で開発したオリジナルの特産品を、当該複数の地方団体が共通して取り扱うもの
- ・ 連携中枢都市圏に参加する複数の地方団体が同意の上、それぞれの地場産品を組み合わせ提供するもの

× 認められないと考えられる例

- ・ 生産している市町村の同意を得ずに提供している、中標津町外で生産された道

内の伝統工芸品である革製品

8ロ 北海道が中標津町をはじめとする道内の複数の市区町村と連携し、連携する市区町村の区域内において1～7-4のいずれかに該当するものを北海道及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域において他の市区町村と共同で取り扱うものもあり、その際、市区町村同士で連携する場合のほか、都道府県が当該都道府県内の市区町村をとりまとめて、共通の返礼品等として取り扱うよう主導することも考えられます。

この場合も、関係する市区町村の同意があることが必要であり、都道府県が中心となって、関係市区町村の合意形成のための調整に努めることとなっています。

○ 認められると考えられる例

- ・ 道内全域の特産物について、道が音頭を取って道内全市町村と連携し、道全域の特産品として、共通の返礼品等として取り扱うもの
- ・ 道内の一定の圏域(歴史的、文化的に関連の深い地域等)内の市町村共通の特産品だが、現在はある市町村でのみ作られているものを、道の主導の下、共通の返礼品等として取り扱うもの

8八 北海道が道内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

地域における実情を踏まえ、中標津町を含む地域資源として全国的に相当程度認識されているものである場合には、地場産品として認め得る場合もあると考えられます。

このような場合に該当するかどうかについては、単一市町村の判断によるのではなく、道が道内の市町村の意見を集約した上で、複数の市町村において共通の地域資源として相当程度されているものを認識されているものを認定することが必要です。

「認定を受けたものを当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの」としているのは、道の認定を受けたものであれば認定を受けた区域内の全ての市町村が同じ返礼品等を扱う必要はないこととしているものであり、道に認定されたものを取り扱う事業者が一部の市町村にのみ存在しているような場合においても柔軟に対応できるようにするためです。

○ 認められると考えられる例

- ・ 当該都道府県の区域内の地域資源として、商標登録が行われていて、現にその名称が広く知られている等、広く一般国民から当該都道府県の地域資源であると相当程度認識されている物品

9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた1から8のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において当該返礼品等を代替するものとして提供するもの

災害により、中標津町内の生産者が他地域に避難している状態が継続している場合等、返礼品等の提供が不可能である場合において、寄附者に中標津町の特産物を思い出してもらふことや、返礼品等の提供をきっかけに、中標津町の特産品の生産の再開への支援を呼びかける等の目的から、提供が不可能になった返礼品等の代替品を中標津町の返礼品等として取り扱うことが考えられます。

「災害」の範囲について特に限定はされていませんが、一定期間以上に渡って地域の特産品が生産できないことが見込まれるような相当程度大きな被害が生じるケースを想定しています。

なお、被災地支援を目的としたものであっても、被災団体以外の団体が、被災団体の地場産品を提供することについては、「類するもの」には該当しません。

■お問合せ先

■ふるさと納税制度・中標津町ふるさと納税寄附金使途に関する問合せ

中標津町役場

総務部政策推進課ふるさと応援係

〒086-1197

中標津町丸山2丁目22番地

TEL：0153-74-0727

FAX：0153-73-5333

メール：furusato@nakashibetsu.jp

■事業者・返礼品登録に関する問合せ

中央コンピューターサービス株式会社（CCS）

〒060-0807

札幌市北区北7条西1丁目1-2 SE札幌ビル10階

TEL：011-590-5552

FAX：011-788-3823

メール：furusato-biz@ccs1981.jp